

令和8年度 八代市市民後見人養成研修（基礎研修）開催要項

1. 目 的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える大きな役割を果たしています。そのような中、成年後見制度利用促進基本計画により、権利擁護を支える専門職後見人や法人後見、市民後見人等の担い手の確保・育成の取り組みが求められています。そこで、本市でも専門職等による後見人がその役割を担うだけでなく、地域住民の参加支援を得ながら地域共生社会の実現のために、市民後見人養成研修を開催するものです。

2. 主 催 八代市社会福祉協議会（八代市委託事業）

3. 内 容 令和8年 9月12日（土）、 9月26日（土）、10月10日（土） 10月24日（土）、11月 5日（木）、11月28日（土） （業務同行）10月26日（月）～11月27日（金） ※詳細は、別紙日程表でご確認をお願いします。 ※受付は、8時30分から8時55分までをお願いします。

4. 会 場 八代市社会福祉協議会 3階会議室 （八代市本町1丁目9番14号 TEL62-8228） ※11月5日（木）午前中の会場は、熊本家庭裁判所八代支部（八代市西松江城町1-41）になります。

5. 受講要件 及び定員

- ・受講者は、成年後見制度の理解を深め、市民の成年後見人として活動を希望する方で、①～③の要件を満たす方、または①、②、④の要件を満たす方とする。
 - ①年齢18歳以上の方
 - ②八代市・氷川町在住の方
 - ③研修終了後、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員として活動し、法人後見事業に協力できる方
 - ④現在、家族の成年後見人等として活動されている方
- ・定員は、20名の先着順とする。

6. 受講費用 無料 ※テキストは、主催者で準備いたします。

7. 受講申込 8月28日（金）までに、受講される方のお名前、生年月日、住所、連絡先等を下記までご連絡ください。

8. 業務同行

- （1）同行に伴う活動費はありません。自己負担での活動となります。
- （2） 自家用車での移動になります。事故等については、ご自身の保険での対応となります。

- (3) 同行は2回程度とし、月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時の間で可能な時間を調整いたします。
- (4) 現在、生活支援員として登録のうえ活動されている方は、同行の必要はありません。

9. 備 考
- (1) 受講者には、本会でボランティア活動保険に加入します。
 - (2) 本研修を受講されても、個人として成年後見人等の活動を保証できるものではありません。
 - (3) 本研修を受講された方は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員として登録可能です。ただし、登録されても必ず担当があるわけではありません。
 - (4) 受講申込に係る個人情報については、本研修の目的以外には使用いたしません。

10. 受講申込・問い合わせ先

☆八代市社会福祉協議会 山田・葦浦・桑波田・中村

電話62-8228

☆氷川町福祉課 今田

電話52-5852

※研修当日の連絡先090-5738-4809（八代市社協）

※1 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは

判断能力が不十分な方の権利を守るため、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを行う事業です。

※2 生活支援員とは

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を利用する方に対して、定期的に訪問し相談に応じたり生活費を届けたりする地域の協力者のことです。

【会場図】



※八代市社会福祉協議会の駐車場は無料ですが、隣は有料駐車場となっておりますので、お間違えのないように駐車ください。